

広島サミット県民会議第2回総会 次第

日時 令和4年11月1日（火）10時40分～

場所 グランドプリンスホテル広島2階 瀬戸内

1 開会

会長挨拶

2 議題

(1) 広島サミット県民会議役員を選任について（審議）

(2) 県民会議事業の取組状況について（報告）

3 講演

外務省G7広島サミット事務局副事務局長 溝渕 将史氏

～G7広島サミットに期待すること～

4 閉会

【配付資料】

第1号議案：広島サミット県民会議役員を選任

議案参考資料1：広島サミット県民会議への新規入会

議案参考資料2：広島サミット県民会議規約の改正

議案参考資料3：広島サミット県民会議役員

資料1：県民会議事業の取組状況

参考資料1：広島サミット県民会議事業実施基本方針

参考資料2：広島サミット県民会議令和4年度事業計画

参考資料3：広島サミット県民会議事務局が実施する事業及びスケジュール一覧

参考資料4：広島サミット関連事業の概要

参考資料5：県産食材等の利用促進に向けた取組について

参考資料6-1：交通総量抑制対策について

参考資料6-2：G7広島サミット開催時における各社催事について

参考資料7-1：宿泊予約センターの設置について

参考資料7-2：2023年G7サミットの広島開催に係る宿泊先の確保について

参考資料8：弁当供給センターの設置について

参考資料9：ラッピング電車・バス・タクシーについて

参考資料10：おもてなし・歓迎機運の醸成に向けた応援する取組・協賛等について

参考資料11：県民会議ロゴの制作について

参考資料12：SNSによる広島サミット開催までのカウントダウンの実施について

参考資料13：広島サミット県民会議への寄附受付について

第1号議案

広島サミット県民会議役員を選任

1 趣旨

広島大学は、G7広島サミットの開催に当たり、県民会議に構成団体として参加する大学が情報を共有し、連携して県民会議の事業に協力することを目的として、「広島サミット協力大学協議会」を設立することとしている。

この協議会の活動は、広島サミット県民会議規約第2条に掲げる目的と方向を一にするものであることから、教育分野の代表として、同協議会の代表を務める国立大学法人広島大学学長を県民会議の役員に選任することについて総会に諮るもの。

2 新たに役員に選任する者

国立大学法人広島大学学長 越智 光夫

「広島サミット県民会議」への新規入会

1 趣旨

令和4年7月21日に設立した「広島サミット県民会議」の会員について、事業計画の具体化や事業を実施していく上で連携・協力が必要な団体が明らかになったことから、「広島サミット県民会議規約」第4条第2項の規定に基づき、以下のとおり会員を追加する。

2 追加する団体（29団体）

① 産業経済関係

○広島の特産品の活用やPRをするに当たって、今後、連携・協力していく必要があると考えられるため。

広島県菓子工業組合

② 観光・宿泊関係

○国内外からの来訪者に対して、広島らしいおもてなしによる受け入れの実施に当たって連携・協力する必要があると考えられるため。

一般社団法人ひろしま通訳・ガイド協会

③ 電気・ガス・通信関係

○安全・安心かつ円滑なサミット開催に向け、協力が必要であると考えられるため。

楽天モバイル株式会社

④ 交通・運輸・警備関係

○サミット関連施設の保安対策について、十分な準備体制を整える必要があると考えられるため。

一般社団法人広島県警備業協会

⑤ 医療・衛生関係

○安全・安心かつ円滑なサミット開催に向け、協力が必要であると考えられるため。

一般財団法人広島県環境保健協会

⑥ 教育関係

○若者の参画に向けたサミットに関連する様々な取組を行うに当たっては、協力が必要であると考えられるため。

国立大学法人広島大学 広島大学

広島県公立大学法人 県立広島大学

広島県公立大学法人 叡啓大学

公立大学法人広島市立大学 広島市立大学

公立大学法人尾道市立大学 尾道市立大学

公立大学法人福山市立大学 福山市立大学

学校法人エリザベト音楽大学 エリザベト音楽大学

学校法人近畿大学 近畿大学工学部

学校法人日本赤十字学園 日本赤十字広島看護大学

学校法人比治山学園 比治山大学・比治山短期大学

学校法人石田学園 広島経済大学

学校法人鶴学園 広島工業大学

学校法人常翔学園 広島国際大学

学校法人修道学園 広島修道大学

学校法人広島女学院 広島女学院大学

学校法人古沢学園 広島都市学園大学

学校法人広島文化学園 広島文化学園大学・広島文化学園短期大学

学校法人武田学園 広島文教大学

学校法人福山大学 福山大学

学校法人福山大学 福山平成大学

学校法人安田学園 安田女子大学・安田女子短期大学

学校法人山陽女学園 山陽女子短期大学

独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校

独立行政法人国立高等専門学校機構 広島商船高等専門学校

広島サミット県民会議規約の改正

1 趣旨

「広島サミット県民会議規約」第4条第2項の規定に基づき広島サミット県民会議の会員の追加及び会員の追加に伴う区分の追加並びに会員の名称変更に伴い、規約別表の改正を行うもの。

2 改正

別紙のとおり

3 適用

改正規約は、令和4年11月1日から適用する。

広島サミット県民会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島サミット県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、広島サミットの成功を期するため、官民一体となった広島県全体の受け入れ体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により、本県の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) サミット開催に対する支援、協力及び受入れに向けた準備の推進に関する事
- (2) サミット関連事業の企画及び実施に関する事
- (3) サミット開催に関する広報・啓発及び広島県の情報発信に関する事
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成員)

第4条 県民会議は、別表に掲げる会員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の議決により、会員を変更することができる。

(役員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第6条 会長は、広島県知事をもって充てる。

2 副会長は広島市長及び広島県商工会議所連合会会頭をもって充てる。

3 理事及び監事は、総会の承認を得て会員の中から会長が委嘱する。

4 役員は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序により、その職務を代理する。

3 理事は、県民会議の主要会務に参画するほか、予算その他必要な実施事業の審議を行う。

4 監事は、県民会議の会計を監査する。

(任期等)

第8条 役員の任期は、県民会議が設置された日から県民会議が解散する日までとする。ただし、役員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第9条 県民会議に顧問を置く。

2 顧問は、会長が委嘱し、広島県議会議長及び広島市議会議長をもって充てる。

3 顧問は、県民会議の運営に関し、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 顧問の任期等は、前条の規定を準用する。

5 顧問は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 県民会議に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 県民会議の規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業実施基本方針に関すること

(3) 決算に関すること

(4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席会員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった

者を含む。)の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。
(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

3 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 予算に関すること
- (3) 総会提案事項に関すること
- (4) 県民会議の運営に関すること
- (5) 県民会議の入会、退会に関すること
- (6) その他第2条の目的の達成に必要と認められること

4 役員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。

5 前条第4項及び第5項の規定は、役員会において準用する。

(部会)

第13条 会長は、必要に応じ、県民会議に部会を置くことができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、次の事項について専決処分することができる。

- (1) 総会及び役員会の権限に属する事項で軽易なもの
- (2) 総会及び役員会を招集するいとまがないときで、その議決すべき事項

2 会長は、前項各号の規定により専決処分したときは、これを次の総会及び役員会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 県民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(財務)

第16条 県民会議の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 県民会議の予算は、役員会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第 18 条 県民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 県民会議の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(解散)

第 19 条 県民会議は、第 2 条の目的を達成した後、総会の議決を経て解散する。

2 県民会議が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第 20 条 この規約に定める事項のほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和 4 年 7 月 21 日から施行する。

2 県民会議の令和 4 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、県民会議が設立された日から始まり、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この規約は、令和 4 年 9 月 21 日から適用する。

附則

1 この規約は、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

別表

順不同

【会員】

選出区分	機関・団体名
行政	広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町 世羅町 神石高原町 第六管区海上保安本部 広島県警察 広島県教育委員会 広島市教育委員会 広島広域都市圏協議会
産業経済	広島県商工会議所連合会 広島商工会議所 一般社団法人中国経済連合会 広島経済同友会 広島県経営者協会 広島県商工会連合会 広島県中小企業団体中央会

	<p>広島県中小企業家同友会 広島県菓子工業組合</p>
観光・宿泊	<p>一般社団法人広島県観光連盟 公益財団法人広島観光コンベンションビューロー 一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会 広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 グランドプリンスホテル広島 リーガロイヤルホテル広島 ANAクラウンプラザホテル広島 ホテルグランヴィア広島 シェラトングランドホテル広島 ヒルトン広島 一般社団法人ひろしま通訳・ガイド協会</p>
電気・ガス・通信	<p>中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 西日本電信電話株式会社中国支店 株式会社NTTドコモ中国支社 KDDI株式会社中国総支社 ソフトバンク株式会社中四国支社 楽天モバイル株式会社</p>
交通・運輸・警備	<p>西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 広島電鉄株式会社 公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会 広島県旅客船協会 公益社団法人広島県トラック協会 NEXCO西日本高速道路株式会社中国支社 広島高速道路公社 広島国際空港株式会社 一般社団法人広島県警備業協会</p>
医療・衛生	<p>一般社団法人広島県医師会 一般社団法人広島市医師会 一般社団法人広島県歯科医師会 一般社団法人広島市歯科医師会 公益社団法人広島県薬剤師会 一般社団法人広島市薬剤師会 公益社団法人広島県看護協会 日本赤十字社広島県支部</p>

	一般社団法人広島県食品衛生協会 一般社団法人広島市食品衛生協会 一般財団法人広島県環境保健協会
平和	公益財団法人広島平和文化センター へいわ創造機構ひろしま
文化	公益財団法人ひろしま文化振興財団 公益財団法人広島市文化財団
教育	国立大学法人広島大学 広島大学 広島県公立大学法人 県立広島大学 広島県公立大学法人 叡啓大学 公立大学法人広島市立大学 広島市立大学 公立大学法人尾道市立大学 尾道市立大学 公立大学法人福山市立大学 福山市立大学 学校法人エリザベト音楽大学 エリザベト音楽大学 学校法人近畿大学 近畿大学工学部 学校法人日本赤十字学園 日本赤十字広島看護大学 学校法人比治山学園 比治山大学・比治山短期大学 学校法人石田学園 広島経済大学 学校法人鶴学園 広島工業大学 学校法人常翔学園 広島国際大学 学校法人修道学園 広島修道大学 学校法人広島女学院 広島女学院大学 学校法人古沢学園 広島都市学園大学 学校法人広島文化学園 広島文化学園大学・広島文化学園短期大学 学校法人武田学園 広島文教大学 学校法人福山大学 福山大学 学校法人福山大学 福山平成大学 学校法人安田学園 安田女子大学・安田女子短期大学 学校法人山陽女学園 山陽女子短期大学 独立行政法人国立高等専門学校機構 呉工業高等専門学校 独立行政法人国立高等専門学校機構 広島商船高等専門学校

広島サミット県民会議役員

会長：1名、副会長：2名、理事：18名、監事：3名

計24名

【会長：1名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島県知事	湯崎 英彦

【副会長：2名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島市長	松井 一實
産業経済	広島県商工会議所連合会会頭	池田 晃治

【理事：20名以内】

敬称略・順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
産業経済	一般社団法人中国経済連合会会長	清水 希茂
産業経済	広島経済同友会代表幹事	田村 興造
産業経済	広島県経営者協会会長	西川 正洋
産業経済	広島県商工会連合会会長	平田 圭司
産業経済	広島県中小企業団体中央会会長	伊藤 學人
観光・宿泊	一般社団法人広島県観光連盟会長	佐々木 茂喜
観光・宿泊	公益財団法人広島観光コンベンションビューロー理事長	池田 晃治
観光・宿泊	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会会長	佐々木 克己
観光・宿泊	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	有本 隆哉
交通・運輸	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部長	藏原 潮
交通・運輸	公益社団法人広島県バス協会会長	椋田 昌夫
交通・運輸	一般社団法人広島県タクシー協会会長	信原 弘
交通・運輸	広島県旅客船協会会長	仁田 一郎
医療・衛生	一般社団法人広島県医師会会長	松村 誠
医療・衛生	一般社団法人広島市医師会会長	山本 匡
医療・衛生	公益社団法人広島県看護協会会長	山本 恭子
平和	公益財団法人広島平和文化センター理事長	小泉 崇
文化	公益財団法人ひろしま文化振興財団理事長	武田 龍雄

【監事：3名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
行政	広島県会計管理者（兼）会計管理部長	足立 太輝
行政	広島市会計管理者	金森 禎士
産業経済	広島県商工会議所連合会事務局長	伊木 剛二

県民会議事業の 取組状況

令和4年11月

広島サミット県民会議



ここから世界へ、ここから未来へ
HIROSHIMA SUMMIT
広島サミット県民会議

国への要望

G7広島サミットの開催に当たり、地元の意向を反映していただくため国に要望活動を行いました。

- 1 要望日
令和4年10月5日（水）
- 2 要望先
岸田内閣総理大臣・林外務大臣
- 3 訪問者
広島サミット県民会議会長 湯崎 英彦
広島サミット県民会議副会長 松井 一實
池田 晃治

4 主な要望項目

- (1) 被爆の実相に触れる機会の確保及び
広島から世界に向けた平和のメッセージの発信
- (2) 若者の参加機会の確保
- (3) 県産品等の積極的な活用 ※あわせて県内事業者の積極的な活用も要望
(広島県産品とりまとめリスト：県産食材等1,166品、工芸品等139品、花き花木40種類)



(岸田内閣総理大臣)



(林外務大臣)

広島サミット県民会議公式ロゴ 及びポスター等のPRツールの制作



G7広島サミットの成功に向けた様々な取組を、オール広島で一体感を持って実施するため、県民会議公式ロゴを制作しました。

【公式ロゴ】



(活用例)

- ポスター、リーフレットなどの広報ツールへの掲載
- 名刺、作成資料への掲載
- 企業や市民団体等がサミット応援事業で活用
- 企業が独自に製造する商品への掲載 など

※政府のロゴマークが発表・使用開始後、政府のロゴマークと並記して活用予定。

G7広島サミットの開催を市民・県民等に周知するとともに、歓迎の機運を高めるため、第1弾となるPRポスターの他、PRするためのツールを作成しました。



オリジナル折鶴



県産木材の端材や間伐材を有効活用して作った「しおり」

カウントダウンボードの製作・設置



G7広島サミットの開催を市民・県民等に周知するとともに、歓迎の機運を高めるため、広島駅にカウントダウンボードを設置しました。今後は、県内の交通結節点等に順次設置します。

また、若い世代にサミットへの関心を持っていただくため、デザインや工業技術を学ぶ生徒に、一部のボードの製作をしてもらいます。

1 サミット200日前カウントダウンボード除幕式

- ① 日 時 令和4年10月31日（月）
- ② 場 所 広島駅北口1階イベントスペース
- ③ 設置場所 広島駅2階南北自由通路の在来線改札口前

2 県内高校生自主製作カウントダウンボードの設置

- ① 設置場所 広島国際空港、宮島口旅客ターミナル、広島バスセンター など
- ② 設置期間 令和4年12月下旬（順次設置）～令和5年6月中撤去（予定）
- ③ 参加校 県・市立工業高校（計7校の予定）

3 交通結節点等におけるデジタルサイネージを活用したカウントダウン



企業・市民団体等からの G7広島サミットを応援する取組・協賛の募集



G7広島サミットの開催に向けて、全県的な取組を展開するため、企業・市民団体等が主体となって取り組む事業、県民会議主催事業や市町等との事業において活用する物品などを提供いただく取組を募集しています。

【募集期間】 令和4年9月14日～令和5年3月31日

【取組実施期間】 令和4年9月14日～令和5年5月21日

(応援する取組：100件)

(令和4年10月28日時点)

分類	取組内容	認定件数
サミット応援イベントの実施	・サミット開催をPRするポップを掲示 ・フードフェスティバルでPRを実施 等	27件
応援商品の販売	・おりづるペンG7特別仕様を販売 ・G7広島サミットガイドブックの発行 等	5件
独自ポスター・看板等の設置	・ミニのぼりの製作及び設置 ・特注横断幕の掲示 等	4件
県民会議公式ポスター・ロゴ等によるPR	・自社ホームページにロゴ及びリンクを掲載 ・事務所等に県民会議公式ポスターを掲示	35件
その他PR（自社内での取組等）	・自社HPに特設サイト開設及び専用バナーの作成 ・自社月報でのサミット紹介ページの作成 等	29件

(協賛：3件)

具体例

- ・三島食品×北広島町コラボノベルティ「ゆかりふりかけ」300個を提供
- ・ジェル歯磨き「ビューテローザ」300個を提供
- ・広島サミット県民会議のロゴを印刷した3色ボールペン2,000本を提供



広島サミット150日前イベント 「サミットフォーラム」の開催



G7サミットの内容や重要性に加え、広島開催の意義等について市民・県民が理解を深めるためのイベントを開催

- 1 時 期 令和4年12月6日（火）13時30分～16時30分
- 2 場 所 広島国際会議場フェニックスホール
- 3 開会挨拶 広島サミット県民会議会長 湯崎 英彦
- 4 基調講演 「広島サミットの役割と意義」
- 5 講 師 池上 彰氏
名城大学教授、東京工業大学特命教授など
元NHK所属、現在、フリーランスのジャーナリスト

6 パネルディスカッション

・パネラー

池上 彰 氏

ファン・デル・ドゥース瑠璃氏（広島大学平和センター准教授）

宇田 貴美氏（一般社団法人福山青年会議所直前理事長）

西尾 新氏（一般社団法人志摩市観光協会会長）

・コーディネーター

金崎 由美氏（中国新聞社 編集局ヒロシマ平和メディアセンター長）

・テーマ

「広島でサミットが開催される意義」「企業や地域への波及効果」など



池上 彰氏



ファン・デル
・ドゥース瑠璃氏



宇田 貴美氏



西尾 新氏

※写真：中国新聞社提供

花いっぱい運動



市民・県民の機運醸成及びサミット開催の周知のため、事業者や地域団体など、市民・県民の協力も得て、県内の花壇等にガーデンピック及びウェルカムボードを設置します。

※ガーデンピック（2月～）、ウェルカムボード（4月～）



参考：ガーデンピックイメージ



参考：ボードイメージ（デザイン等は検討中）

国際舞台で活躍する外交官と話そう！サミット塾



今後の広島の担い手となる若者の国際感覚やチャレンジ精神を涵養するため、国際舞台で活躍する現役の外交官によるサミットや外交・国際問題をテーマにした講座等を開催します。

- 1 対象者 県内の中学校・高等学校、高等専門学校の生徒
- 2 講師 外務省職員
- 3 時期 令和4年12月～令和5年3月
- 4 開催回数 20校程度（予定）
- 5 募集期間 令和4年11月中



広島サミット県民会議事業実施基本方針

1 基本的な考え方

G7サミットの広島開催は、ウクライナ情勢が緊迫化し、核兵器使用のリスクへの懸念の高まりとともに、人類存続の危機に陥りかねないという不安が世界中に広がる中、G7各国が、世界の平和と持続的な発展に向けた対話の場所として広島を選んだことは「国際平和文化都市」としての広島の発信力を重視したことの表れであり、広島から力強い平和のメッセージを世界中に発信し、核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運を高める取組を行う必要があります。

また、G7サミットは世界中の多くの人々の注目が集まり、広島の魅力を世界に発信する絶好の機会でもあります。

このため、2つの世界遺産のみならず、広島の発展を支えた活力溢れる産業、豊かな自然、多彩で美味しい山海の食資産、歴史が紡いできた文化や暮らしなど、多くの魅力を世界に発信し、広く注目を集め、広島を訪れる、あるいは選んでもらえる契機としていかなければなりません。

こうした観点も含めて、参加する各国首脳や代表団、その他の多くの来訪者、さらには参加者等をお迎えする市民、県民にとっても「広島に来てよかった」「広島で開催されてよかった」と思っただけのような、広島サミットの成功を目指します。

この目的を達成するため、以下の5つの柱に基づき、サミット開催に向けた全県的な取組を展開します。

2 基本方針

(1) 安全、安心で円滑なサミットの開催を目指します。(開催支援)

関係省庁や警察、医療機関など関係機関との調整を進め、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、サミットを安全、安心かつ円滑に開催できる環境を整えるよう全県を挙げて支援します。

(2) 市民・県民の誇りである広島らしさを感じていただきます。(おもてなし)

サミットの開催に向けて県内の歓迎機運を高め、サミットに参加する各国首脳とその関係者や国内外の報道関係者、サミットを契機に広島を訪れる方々に対して、県内市町や経済団体、さらにサミットに関わる人々等、幅広い主体が連携したオール広島で、SDGsの理念にも対応しながら、特別な広島とありのままの広島のそれぞれを実感できる、広島ならではのおもてなしでお迎えし、その結果、訪れる方のすべてに広島ファンになっていただきます。

(3) 「ヒロシマの心」を世界に向けて発信します。(平和の発信)

各国の首脳や報道関係者など、世界中から被爆地広島を訪れる多くの方々に、被爆の実相に直接触れていただく機会を提供することで、核兵器の恐ろしさに理解を深めていただくとともに、核兵器のない平和な世界を希求する「ヒロシマの心」を世界中に発信します。

あわせて、被爆の惨禍から目覚ましい復興を遂げた広島だからこそ感じられる、平和による繁栄のメッセージも届けます。

(4) 県民市民によって磨き上げられた広島魅力を世界に発信します。(広島の魅力の発信)

2つの世界遺産と1つの世界無形文化遺産をはじめ、活力あふれる産業やスポーツ・文化、多彩で美味しい山海の食資産、神楽等の伝統と豊かな自然が融合した文化など、先人たちが築き上げてきた広島の多くの魅力を世界に発信します。

(5) サミットの成果を未来につなぎます。(ポストサミットを見据えた若者の参画)

G7の首脳が直面する国際社会の諸課題について対話を行うサミットに関連する様々な取組に、未来を担う若者が関わる機会を提供することで、若者の国際感覚やチャレンジ精神を涵養します。また、国際問題に関心を持ち理解を深めた若者たちが今後の広島の担い手として自発的な行動を起こすことを後押しすることで、サミットの成果を未来につなぎます。

広島サミット県民会議 令和4年度事業計画

1 主要な取組について

(1) 開催支援

- ・外務省が企画する会議や首脳等が参加するプログラム等関連事業の企画提言及び実行支援
- ・宿泊予約センターの設置
- ・関係者・プレス移動支援の検討・準備
- ・地元食材及び地元産品等の利用提案書作成・提出 など

(2) おもてなし

- ・歓迎バナー等広報用ツールの制作・設置
- ・住民参加型おもてなし事業の実施
- ・プレイベントの開催
- ・メディアや各種イベント等を活用したサミットに関する情報発信 など

(3) 平和の発信

- ・平和をテーマにしたプレサミットイベントの開催
- ・国内外のメディアに向け被爆の実相や復興の歴史をテーマとしたセミナーを実施
- ・Web・SNSを活用した情報発信 など

(4) 広島の魅力の発信

- ・プレスツアーの実施
- ・Web・SNS、メディアや各種イベント等を活用した広島の情報発信
- ・国際メディアセンター内での展示準備
- ・地元食材及び地元産品等の利用提案書作成・提出 など

(5) ポストサミット

- ・国際理解・国際交流プログラムの実施 など

2 会議の開催予定について

総会・役員会 3回程度（令和4年7月、令和5年1月、令和5年3月）

3 今後のスケジュール

別紙「広島サミット開催に向けた今後のスケジュール概要（案）」のとおり

広島サミット県民会議事務局が実施する事業及びスケジュール一覧

参考資料3

令和4年11月1日現在

区分	事業番号	事業	事業内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
開催支援	1	首脳会議の開催支援	外務省への提案内容の検討・精査・要望書の作成、要望活動	提案書作成	→	★要望活動(10/5)									
	2	配偶者プログラム	市町等への推薦照会、要望書の作成、要望活動	市町等からの推薦(～8/31)	→		★提案書提出	→	→	→	→	→	→	→	
	3	首脳等の歓迎行事	外務省との調整・準備等											→	★
	4	先遣隊歓迎レセプション	外務省との調整、食事・アトラクション等の検討、夕食会開催									夕食会開催		→	★
	⑤	地元産食材、地元産品等の活用推進	食材等の推薦リストの選定・作成、外務省への提案【参考資料5】	市町等からの推薦(～8/31)	→	★提案書提出(10/5)									→
	6	国際メディアセンターの設置支援	外務省・設置事業者等との調整(視察対応及び施設・通信・電力環境等)	外務省視察対応	→									→	外務省によるIMC設置・撤去
	⑦	警備に関する調整	県警等との協議(交通総量抑制対策等)【参考資料6-1、6-2】	県警との協議	→										
	8	NGO支援	ワーキングスペース等の確保支援												→
	⑨	宿泊予約センターの設置	宿泊予約センターの設置及び運営支援・調整【参考資料7-1、7-2】	→	→	★センター設置(9/1)	→	外務省、警察等との連携	→	★HP開設	→	★予約受付開始	→	→	→
	⑩	弁当供給センターの設置	弁当供給センターの設置及び運営支援・調整【参考資料8】												→
	11	政府関係者、報道関係者の移動支援	移動方法の検討・調達												→
	12	インフォメーションセンターの設置	交通接点等へのインフォメーションセンターの設置												→
	13	ボランティアの募集・研修	ボランティアの募集、研修実施												→
	14	識別カードの発行	制限エリアに居住する住民への説明会及び識別カードの発行	→	→	★住民代表との意見交換	→	→	★住民・企業説明会	→	→	→	→	→	→
	15	政府高官対象レセプションの開催	サミット期間中に政府高官を対象としたレセプションを県民会議が開催	会場候補地の視察	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	16	G7サイドイベントの開催	外務省主催のサイドイベント開催												→
	17	贈呈品の制作	各国首脳に贈る広島ならではの贈呈品の制作												→

区分	事業番号	事業	事業内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
おもてなし	イベント等	18	サミットフォーラムの開催	サミットへの機運醸成のためのフォーラムを開催	開催に向けた準備	登壇者調整		★開催(150日前)							
		19	県内イベントや商業施設等でのPR	行政事業イベントやFFなどの民間イベントでのサミットPR	企画・委託契約ほか	随時出展								★FFでの出展	
		20	花いっぱい運動	住民参加型の花を活用した歓迎機運の醸成					花栽培					ウエルカムボード作成・設置	
	機運醸成	21	クリーンアップ活動	住民参加型の清掃活動の実施				実施方法検討					清掃活動		
		22	通訳ボランティア研修	HIT事業と連携した通訳ボランティアのおもてなし向上のための研修					随時開催						
		23	カウンタダウンボードの制作・設置	カウンタダウンボードを制作し、主要な場所に設置・運用	工業高校への作成依頼			★10/31設置(第1弾:200日前)	以降随時設置						
		24	歓迎バナーの制作・設置	平和大通り等への歓迎バナーの設置									歓迎バナー設置		
応援・協賛	25	ラッピング電車・バス・タクシー	開催の周知と歓迎機運を高めるため、車体ラッピングを運行事業者へ依頼【参考資料9】	交通事業者・学校との協議・調整ほか						★運行セレモニー					
	26	歓迎・平和モザイクアートプロジェクト	首脳等を歓迎する写真や平和を願うメッセージ写真の募集・発信				募集			★発信			★発信		
	27	企業からの応援・協賛	民間企業等からの応援・協賛を募集【参考資料10】	第1次募集(~9/27)		随時募集									
平和の発信	28	首脳に対する平和プログラム	実現に向けた外務省等への要望			★要望活動		外務省等関係先との調整							
	29	サミットフォーラム(平和発信)の開催	平和の発信を目的としたサミットフォーラムの開催		開催に向けた準備					★開催(100日前)					
	30	被爆楽器を活用した演奏会	被爆楽器を活用した演奏会の開催		開催に向けた準備					随時開催					
	31	海外メディア招へい事業	平和の発信等を目的とした海外メディアの招へい			内容検討、招へい先との調整ほか				★実施	★実施				
	32	被爆の実相・復興の歴史の発信	ホームページ等を活用した発信		内容検討ほか		随時実施								
	33	イベントでの情報発信	平和関連イベントでのサミットのPR活動		内容検討ほか		随時実施								

区分	事業番号	事業	事業内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
広島 の 魅 力 の 発 信	プレス ツ ア ー 等	34	県民会議主催プレスツアー	県民会議が実施するサミット関連のプレスツアーの実施						★開催		★開催	★開催		
		35	外務省主催プレスツアー	外務省が実施するプレスツアーへの候補地等の提案					外務省への提案・調整						
		36	(公財)フォーリンプレスセンターを活用したPR	(公財)フォーリンプレスセンターへのプレス向け情報の提供				情報提供							
		37	広島情報センターの設置・運営	国際メディアセンターに設置する広島情報センターの設置・運営				入札・契約、出展内容の調整ほか					設営	運営	
		38	在外日本大使館の天皇誕生日レセプション	在外日本大使館の天皇誕生日レセプションでのPR活動		外務省との調整		外務省や大使館との調整、出展物の準備ほか		開催					
	協賛・ 応援	39	自治体連携イベント	自治体主催のサミット応援に資する連携イベントの募集		第1次募集(～9/27)	随時募集								
	広 報	④0	県民会議ロゴの制作	ロゴマークを制作【参考資料11】	基町高校に依頼		★完成発表(10/13)								
		④1	SNSによる情報発信	Facebook、Twitterを運用や開催200日前から開催前日までのカウントダウンの実施【参考資料12】		★公式Twitter・Facebook運用開始(8/19)									
		42	ホームページ運用による情報発信	ホームページの制作・運用		★運用開始(9/14)									
		43	広報誌によるPR	県・広島市及び各市町の広報誌でのPR			随時実施								
広 報 物 制 作	44	プレス用ハンドブックの制作	プレス用のハンドブックを制作						★配付						
	45	PR動画の制作	サミット開催前に国内外で流すためのPR動画を制作				制作	メディアに提供し随時放映							
	46	ポスター等の掲示物の制作	ポスター、パネル、リーフレット、のぼり等を制作		チラシ制作	活用									
ポ ス ト サ ミ ッ ト)	47	若者の参加機会の確保	空港出迎えや各種プログラムへの若者の参画促進		外務省との調整、プログラム等の検討、参加者の調整ほか										
	48	県民とサミット参加国等の交流事業	サミット参加国の首脳等の県内市町への訪問		外務省からの情報収集、プログラム等の検討、参加者の調整ほか										
	49	県民会議主催ジュニアサミット	高校生を対象としたジュニアサミットの開催		外務省との調整、プログラム等の検討、参加者の調整ほか							サミット前に開催			
	50	サミット塾の実施	学生等を対象としたサミット塾の実施		外務省との調整、プログラム等の検討、参加者の調整ほか				実施						
	51	アフターサミット	学生等を対象としたサミット開催後の関係施設の見学等		外務省との調整、プログラム等の検討、参加者の調整ほか									実施	
	52	サミットの成果をつなぐ取組	サミットの開催を後世に伝える取組								実施内容の検討ほか				入札・契約

区分	事業番号	事業	事業内容	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
その他	53	県民会議総会	総会の開催				★開催 (11/1)		★開催		★開催			
	54	県民会議役員会	役員会の開催		★書面開催 (9/21)		★開催 (11/1)		★開催		★開催			
	55	県民会議部会	企画運営部会の開催		★開催 (9/7)	★開催 (10/18)	★開催	★開催		★開催				
	56	市町連絡調整会議	市町連絡調整会議の開催	★開催 (8/4)	★開催 (9/13)	★開催 (10/20)	★開催	★開催	★開催	★開催	★開催			
	57	国への要望	外務省等への要望活動	----->	----->	★要望 (10/5)	★施策提案 (11/9)							
	⑤⑧	寄附金の受付	寄附金の受付 【参考資料13】		関係機関との 調整 ----->	★受付開始 (10/19)								
	59	記録誌	サミット開催に係る記録誌の作成							入札・契約、構成案の検討	----->	----->	記録誌作成	----->

広島サミット関連事業の概要

広島サミット県民会議事務局

《基本方針》

《各主体の取組》

《9月補正予算まで》

1 安全・安心で円滑なサミット開催支援	開催支援	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・首脳会議の開催支援として、各種プログラム等で活用する県産品やコンテンツ等の要望書の作成、要望活動 ・各国首脳等の県民会議主催の歓迎行事 ・先遣隊歓迎レセプションの実施 ・地元産食材、地元産品等の推薦リストの作成、外務省への提案 ・国際メディアセンターの設置支援 ・交通総量抑制対策等の警備に関する調整 ・NGO 向けのワーキングスペース等の確保支援 ・宿泊予約センターの設置及び運営 ・弁当供給センターの設置及び運営 ・政府関係者、報道関係者向けのシャトルバスの運行 ・交通接点等へのインフォメーションセンターの設置 ・市民ボランティアの募集、研修実施 ・制限エリアに居住する住民への説明会及び識別カードの発行 ・県民会議主催の政府高官を対象としたレセプションの実施 ・外務省主催の G7 サイドイベントの開催支援 ・各国首脳に贈る広島ならではの贈呈品の制作 	36,900 千円
	防災・危機管理	県	<ul style="list-style-type: none"> ・会場等における消防特別警戒の実施 	7,351 千円
	公共インフラ	県市	<ul style="list-style-type: none"> ・各国代表団の移動ルートとなる可能性のある県管理道路等の舗装修繕等 	4,585,000 千円
				2,584,100 千円
警備	県	<ul style="list-style-type: none"> ・警備・交通対策等に必要な資機材の整備 	1,051,084 千円	

小計 8,264,435 千円

2 おもてなし	機運醸成	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・サミットへの機運醸成のための節目イベント（フォーラム）の開催 ・県内イベントや商業施設等での PR 活動 ・花を活用した住民参加型の歓迎機運醸成活動 ・行政や地元住民等との協働による清掃活動 ・通訳ボランティアのおもてなし向上のための研修 ・カウントダウンボードの制作、主要場所への設置・運用 ・歓迎バナーの制作、主要道路等への設置 ・サミットを PR するラッピング電車・バス・タクシーの運行 ・歓迎・平和モザイクアートプロジェクト ・民間企業等からの応援・協賛事業を募集、情報発信 	43,900 千円	
	関係施設等の改修・修繕	県	県立総合体育館	・トイレの改修及び照明器具の LED 化など	343,003 千円
			縮景園	・植栽の補植・剪定や園路補修等を実施	12,307 千円
			自然公園等施設	・宮島、中央森林公園（三景園）、もみのき森林公園等の公園施設の修繕	73,711 千円
			その他観光施設	・インバウンド需要の急増等を見据えた観光施設の受入環境整備に対する支援	550,000 千円
		・飲食事業者が取り組むメニューの英語表等を支援		340,000 千円	
		市	広島国際会議場	・和式トイレの洋式化	64,000 千円
	平和記念公園		・車止め及び園路の改修や照明灯の補修	53,200 千円	
その他観光施設	・来訪者の受入環境整備のための都心部の観光サインの更新	11,300 千円			

小計 1,491,421 千円

《 基本方針 》

《 各主体の取組 》

《 9月補正予算まで 》

3 平和の発信	平和の発信	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・首脳に対する平和プログラムの外務省への要望活動 ・平和の発信を目的としたサミットフォーラムの開催 ・被爆楽器を活用した演奏会の開催 ・平和の発信等を目的とした海外メディアの招へい ・ホームページ等を活用した被爆の実相・復興の歴史の発信 ・平和関連イベントでのサミットのPR活動 	12,500 千円
		市	<ul style="list-style-type: none"> ・広島平和記念資料館のホームページの多言語化 	4,798 千円

小計 17,298 千円

4 広島の魅力の発信	魅力発信	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県民会議主催のサミット関連のプレスツアーの実施 ・外務省主催のプレスツアーへの候補地等の提案 ・(公財)フォーリンプレスセンターへのプレス向け情報の提供 ・国際メディアセンターに設置する広島情報センターの運営 ・在外日本大使館の天皇誕生日レセプションでのPR活動 ・自治体主催のサミット応援に資する連携イベントの募集 ・県民会議のロゴマークの制作 ・SNS (Facebook、Twitter) による情報発信 ・県民会議公式ホームページの運用 ・県、広島市及び各市町の広報誌でのPR ・プレス用のサミットハンドブックの制作 ・サミット開催前に国内外で流すためのPR動画の制作 ・ポスター等の掲示物の制作 	128,700 千円
	観光	県	<ul style="list-style-type: none"> ・サミット後の誘客促進につなげるための国内外に向けた情報発信 	156,600 千円
	食の魅力 地元産品の活用	県	<ul style="list-style-type: none"> ・食の磨き上げや県内ホテル等での県産農林水産物の提供に向けたマッチング、情報発信 	182,086 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・県産品の魅力を発信するため、国内各地で県産品の展示・即売会を開催 			60,000 千円	

小計 527,386 千円

5 若者の参画	若者の参画 ポスト サミット	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・空港出迎えや各種プログラムへの若者の参画促進 ・サミット参加国の首脳等の県内市町への訪問による交流 ・県民会議主催の高校生を対象としたジュニアサミットの開催 ・学生等を対象とした国際交流プログラムの実施 ・学生等を対象としたサミット開催後の関係施設の見学 ・サミットの開催を後世に伝える取組 	10,600 千円
		県	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館にサミットのテーマとなる様々な分野や参加国に関する図書を整備した特設コーナーの開設等 	6,629 千円
		県市	<ul style="list-style-type: none"> ・幼小中高の児童生徒や大学生を対象としたサミット関連事業への協力要請 	—

小計 17,229 千円

※合計 10,365,169 千円

※県民会議事務局経費 47,400 千円を含む

令和 4 年 11 月 1 日
開 催 支 援 課

県産食材等の利用促進に向けた取組について

1 目的

G 7 広島サミット公式プログラム及び関連行事で提供される料理や使用される調度品等に、県産食材及び県産品等を活用してもらうよう外務省に働きかけを行うこと等により、広島サミット開催を契機とした県産食材等の PR を行い、今後の需要拡大及び販売促進につなげていく。

2 事業の概要

(1) 外務省への働きかけ

広島県産品のうち、広島県及び広島市に対して照会し、推薦のあったものについて、「広島県産品推薦リスト」として取りまとめ（県内各市町等に対しては広島県を通じて依頼）、湯崎会長、松井副会長、池田副会長が G 7 広島サミットに向けて国に対し要望を行った際に提出した（令和 4 年 10 月 5 日）。

広島県産品推薦リストの内訳

○ 県産食材等	1,166 品
農産物（野菜、果物、米等）	350 品
畜産物・水産物（肉類、魚介類等）	130 品
加工食品（調味料、麺、漬物、菓子類等）	408 品
飲料	278 品
・日本酒	142 品
・ワイン	34 品
・その他酒類	45 品
・ノンアルコール飲料	57 品
○ 工芸品等（伝統工芸品等）	139 品
○ 広島県花き花木推薦リスト	40 種類
○ 説明資料 広島和牛～歴史と伝統のある優秀な血統により育まれた一品	
○ 説明資料 「広島県産材」の活用について	

(2) その他の活用

今後、県民会議主催の行事においても、今回作成した推薦リストの県産食材等を積極的に活用するとともに、応援・協賛事業等での活用を呼び掛ける。

県民会議のホームページに「広島県産品推薦リスト」を掲載しているので、構成団体の皆様においても積極的な活用をお願いしたい。



【県民会議HP】

(3) サミット開催後

国の公式プログラムや関連行事等の食事メニュー等にて活用された県産食材等の情報を収集し、ホームページで公開する。

3 スケジュール

令和 4 年	10 月	外務省への要望書の提出
	その後随時	県民会議主催の行事等での活用
令和 5 年	サミット終了後	サミットで使用した県産食材等の情報収集 ホームページでの公開

交通総量抑制対策について

1 目的

G 7 広島サミット期間前後の交通規制による渋滞を緩和するため、G 7 サミット開催期日の事前周知に努めるとともに、広島市内への自家用車の乗入れ自粛等の呼び掛けを行う。

2 事業の概要

(1) 交通総量抑制対策の方針検討

範囲や期間、広報時期等について、警察等の関係機関と協議を行う。

(2) 広報

上記方針にともない、各種媒体で広報を行う。

① 公共交通機関等

- ・ 路面電車、バス等車両内部でのポスター掲示
- ・ 路面電車、バス、タクシー等への車外ステッカー等
- ・ 交通機関施設（広島駅、広島バスセンター等）でのポスター掲示

② 行政広報紙等

- ・ ホームページ、SNS
広島サミット県民会議、広島県、広島市、広島県警
- ・ 広報紙による広報
広島県「ひろしま県民だより」、広島市「ひろしま市民と市政」
- ・ デジタルサイネージ

③ 道路周辺

- ・ 道路上歩道橋への横断幕の設置
- ・ 道路上電光掲示板への情報表示
- ・ 会場及び立寄り先周辺への規制予告看板の設置

(3) 関係機関への協力要請

- ① 交通事業者及び経済団体を通して、交通総量抑制に係る協力依頼を通知する。
- ② 所管施設へのポスター掲示

3 スケジュール

令和 4 年 10 月～ 外務省、県警等との連携
令和 5 年 2 月頃～ 交通総量抑制に関するポスター・横断幕等の広報

令和4年8月5日

広島サミット県民会議 会員
各経済団体 代表者様

広島サミット県民会議
会長 湯崎 英彦

G7広島サミット開催時における各社催事について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

G7広島サミットが、2023年5月19日～21日の日程で開催されます。G7広島サミットは、G7各国首脳が一堂に会する大規模な国際会議であり、広島を世界にアピールする絶好の機会でもあることから、G7広島サミットの成功に向け、オール広島で、安全・安心の確保、代表団等へのおもてなしに取り組んでいくことが不可欠であると認識しております。

会議開催の前後には、各国首脳や政府要人等が多数来広・滞在されますが、その際、宿泊先となるホテルの確保や滞在中の警備、移動中の交通規制などにより、県民・企業の皆様に、相当のご不便をおかけする可能性があるとともに、会場や首脳の宿泊ホテル及び訪問地など場所によっては、サミット開催前後も催事等の開催に支障をきたす場合もありうると考えております。

以上のことから、貴会におかれましては、G7広島サミットの開催意義をご理解いただきました上で、サミット開催前後を含む上記期間中、交通総量を抑制し、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、催事の開催等につきましては、日程を変更いただく等ご配慮・ご協力を賜りますよう、会員企業様への周知を何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

広島サミット県民会議事務局 開催支援課 津田、古山 (TEL 082-225-8179)

宿泊予約センターの設置について

1 目的

G7 広島サミット開催時におけるサミット関係者（各国代表団、日本政府関係者、報道関係者、警備関係者等）に対し、宿泊の安定的かつ効率的な確保を図り、宿泊希望者への円滑かつ適切な申込・配宿・精算や宿泊者・宿泊施設へのサービス提供などを行う。

2 事業の概要

上記目的達成のため、広島サミット県民会議が公認する「G7 広島サミット宿泊予約センター」を設置する。

(1) 宿泊予約センター設置運営事業者の公募

県民会議との協定の下、自主的に活動していただく事業者を公募型プロポーザルにより募集・選定した。

令和 4 年 7 月 28 日 公告

8 月 5 日 参加資格確認申請書提出期限

8 月 12 日 企画提案書提出期限

8 月 16 日 事業者候補者の選定

8 月 25 日 協定締結

9 月 1 日 宿泊予約センター開設、業務取扱開始

(2) 宿泊予約センター設置運営事業者の概要

① 事業者名

広島サミット宿泊予約センターコンソーシアム

(株) JTB 広島支店、近畿日本ツーリスト(株)広島支店、(株)日本旅行広島支店、東武トップツアーズ(株)広島支店の 4 社によるコンソーシアム)

② センター設置場所

広島市中区紙屋町二丁目 2 番 2 号 紙屋町ビル 6 階

3 スケジュール

令和 4 年	9 月	宿泊施設に対する説明会開催（13 日～22 日） 〔 広島市、呉市、福山市、三次市で計 8 回開催 〕 〔 163 施設が参加 〕 外務省、県警等との連携開始
	10 月	宿泊施設実態調査票・提供客室回答書の取りまとめ 各宿泊施設との調整開始
	12 月頃	宿泊予約申込要項ホームページ公開予定
令和 5 年	1 月頃	宿泊予約受付開始予定

広島県内宿泊施設 各位

広島県広島サミット推進審議官
(広島サミット推進チーム)
広島市G7広島サミット推進担当局長
(G7広島サミット推進室)

2023年G7サミットの広島開催に係る宿泊先の確保について（依頼）

日頃から、広島県及び広島市行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、広島で開催される2023年G7サミットの日程が、令和5年5月19日から21日までに決定されました。サミットの開催に当たっては、各国代表団を始め、警備や報道機関の関係者等、多くのサミット関係者が来広されるため、開催日の数週間前から、広島市を中心に県内全域において宿泊先の確保が必要となります。

サミットを無事に開催するためには、これらの多くの関係者が安心して宿泊できるよう、宿泊施設の予約・配宿を一元的に管理する必要があると考えており、今後、県・市・経済団体等で構成する官民一体の組織で、宿泊予約センターを設置する計画としております。

つきましては、以下のとおり御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

※ 6月24日付けで同内容の依頼を送付しましたが、政府からサミット開催日程が正式発表されたため、期間を記載したものを改めて送付しています。

1 依頼事項

以下の期間について、新規の宿泊予約受付を停止していただきますようお願いいたします。（宿泊予約センターの設置後、同センターにおいて、一元的に宿泊予約、配宿等を行う予定です。）

(1) 期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月22日（月）まで

※5月22日（月）宿泊分を含みます。

※先日の依頼では開催初日の20日前からとじていましたが、連休明けからに変更しています。

(2) 対象

各国代表団、報道機関、一般の方等全ての予約

2 留意事項

- (1) 新規の予約を控えていただくよう御協力をお願いするものです。既に入っている予約を取り消していただくことは、現状では考えていません。
- (2) この度の依頼は、任意の依頼であり、営業補償はありません。また、上記1(1)の期間について、宿泊の確保を保証するものではありません。
- (3) 上記1(1)の期間については、宿泊予約センターの予約状況等を踏まえて見直す可能性があります。

(担当) 広島県 地域政策局 広島サミット推進チーム 森脇 (TEL 082-225-8182)
広島市 企画総務局 G7広島サミット推進室 大森 (TEL 同上)

令和 4 年 11 月 1 日
開 催 支 援 課

弁当供給センターの設置について

1 目的

G 7 広島サミット開催に際し、広島市を中心に県内各地に配置される警備・消防・医療・現地スタッフ等に対し、安全で安心な食事を大量に継続して供給できる体制を確保する。

2 事業の概要

上記目的達成のため、広島サミット県民会議が公認する「G 7 広島サミット弁当供給センター」を設置する。

(1) 業務内容

弁当の受注、製造、配送及び空容器の回収

(2) 取扱対象者

警備関係者、消防関係者、医療関係者、現地スタッフ等

(3) 実施事業者の募集

県民会議との協定の下、弁当供給業務を行う事業者を公募型プロポーザルにより募集・選定する。

3 スケジュール

令和 4 年	9 月～	県警、県・広島市の関係課との協議
	1 1 月	公募型プロポーザル公告
	1 2 月	事業者候補者の選定
令和 5 年	1 月	食品衛生状況の確認の後、協定締結
	3 月末頃	弁当供給開始

【参考：2016 伊勢志摩サミット（5/26、27 開催）】

供給食数：延べ約 3 3 0, 0 0 0 食（供給期間：3/24～5/29）

（内訳）

地区別：志摩市	約 2 4 7, 0 0 0 食
津市・伊勢市・鳥羽市等	約 8 3, 0 0 0 食
需要者別：警備関係者	約 3 2 3, 0 0 0 食
消防関係者	約 5, 5 0 0 食
医療関係者	約 9 0 0 食
現地スタッフ	約 8 0 0 食

※ピーク時には、1 日当たり約 2 0, 0 0 0 食を供給。

ラッピング電車・バス・タクシーについて

1 目的

G7広島サミット開催に向け、開催の周知と歓迎機運を高めることを目的として、市内電車及び県内を運行するバス・タクシーの車体ラッピングを行う。

なお、県民会議基本方針の一つである「ポストサミットを見据えた若者の参画」の機会を提供すべく、ラッピングデザインに関しては、県内の高校生に制作いただく予定。

2 事業の概要

(1) 車体のラッピング

① 市内電車

対象車両：5両編成の車両

運行路線：調整中

② バス

調整中

③ タクシー

調整中

(2) デザイン

県内の国公立・私立を含むすべての高校に、学校単位での参加を公募し、制作していく予定。

3 今後のスケジュール

11月上旬 参加高校の公募開始

11月中旬 ラッピングデザイン制作開始

1月上旬 ラッピングデザイン決定、ラッピング開始

2月上旬 ラッピング市内電車出発式・運行開始

おもてなし・歓迎機運の醸成に向けた応援する取組・協賛等について

1 目的

G7広島サミット開催に向けて、企業・市民団体等がサミットに絡めて実施するG7広島サミットを応援する取組や、県民会議事業等への協賛を募集するとともに、県内で行われるイベントにブース出展し、サミット開催をPRすることにより、オール広島でのおもてなし・歓迎機運を醸成し、サミットに対する理解を促進する。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

① G7広島サミットを応援する取組

企業や市民団体等が主体となって実施する、県民会議が基本方針として掲げる5つの柱に関連する取組を募集

※5つの柱とは、「開催支援」、「おもてなし」、「平和の発信」、「広島の魅力の発信」、「ポストサミットを見据えた若者の参画」

② 県民会議事業等への協賛

県民会議主催事業や広島県や市町等との連携事業において活用する物品や役務、技術等の提供を通して協力する取組を募集

応援する取組 (例)	協賛 (例)
<ul style="list-style-type: none"> ・各団体等が主催するイベント等において、県民会議事務局が作成したチラシ・ノベルティの配布・PRポスターの掲示 ・各団体等が作成するチラシ等にサミットのロゴを使用することやサミットをPRする文言を記載 ・サミット応援フェア・セール等の開催 ・サミット応援商品の開発、販売 (売上金の一部を県民会議へ寄附等) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サミットPRポスター、チラシなどの印刷 ・各種ノベルティの製作 ・サミット関連事業への役務・物品・技術等の提供又は貸与 ・サミット関連事業参加者へのグッズ等の提供 など

※ ①応援・②協賛として認定した事業については、県民会議ロゴの使用許可、HP等での広報協力を行うほか、サミット終了後に記念事業として、記録誌に掲載予定。

③ 連携イベントでのPR

県内で行われるイベントと連携し、パネル展示、資料配布等を行うことにより、サミットの概要やサミットが広島で開催されることの意義等を、市民・県民へ周知する。

- ① 県内自治体等が実施するイベントへの出展
- ② 民間主催の大型イベントへの出展
- ③ 商業施設等でのイベントの開催や出展

(2) 応募状況（10月14日現在）

令和4年9月14日から募集を開始し、認定し、公開することに同意がある取組を県民会議ホームページにて公開中。

- G7広島サミットを応援する取組 37件
- 県民会議事業等への協賛 3件応募
- 連携イベント 74件
- 出展イベント
 - ① 県内自治体等が実施するイベント
 - ・第10回平和首長会議総会（10/19～20）
 - ・南区安全・安心まちづくりフェスティバル（11/3）
 - ・市民平和文化イベント（11/3）
 - ② 民間主催の大型イベント
 - ・ツーリズム EXPO ジャパン 2022（9/22 出展済）
 - ・ひろしまフードフェスティバル（10/29～30）
 - ・商工会議所イベント@名古屋（11/15）

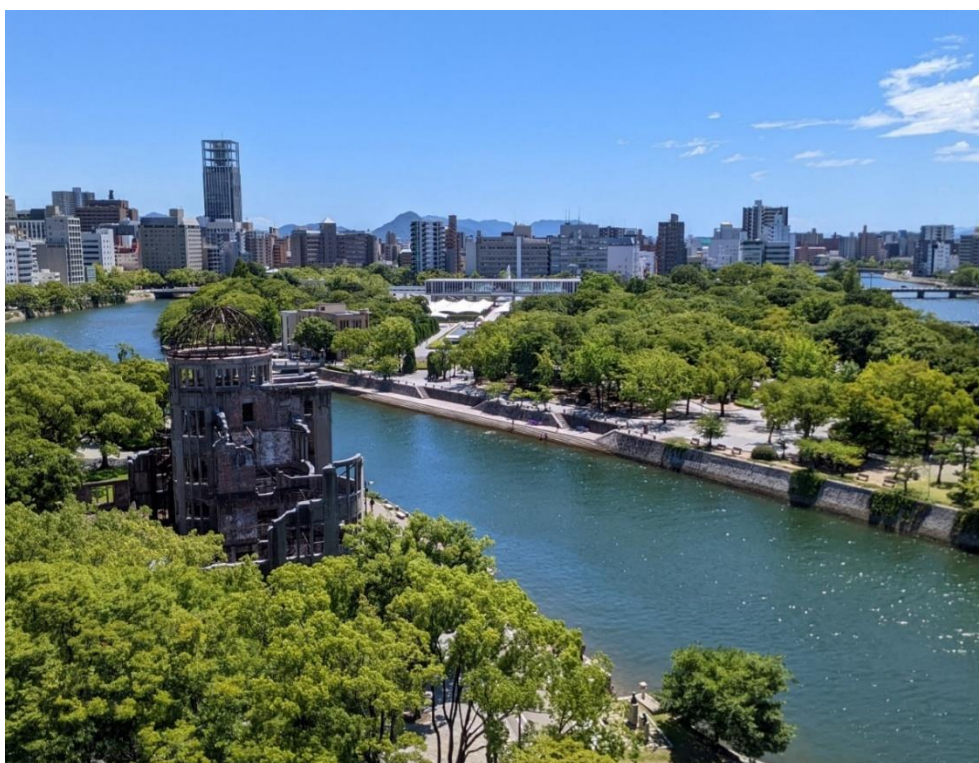
3 今後のスケジュール

- 引き続き、募集するとともに、個別の企業等を訪問し協力を依頼
- 県民会議 HP にて公開（随時更新）
- 引き続き、イベント等への出展を実施

G7広島サミットへの御支援のお願い

< 応援する取組、協賛、寄附を募集します >

G7広島サミットの開催に向けて、企業・市民団体等がサミットに絡めて実施するG7広島サミットを応援する取組や、県民会議事業等への協賛、寄附を募集します。



原爆ドームと平和記念公園

【問合せ先】 広島サミット県民会議事務局

〒730-8510 広島県広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階

応援する取組、協賛については

事業推進課

TEL : 082-225-8189

FAX : 082-225-8394

E-mail : jigyo@hiroshima-summit2023.jp

寄附については

総務課

TEL : 082-225-8168

FAX : 082-225-8394

E-mail : somu@hiroshima-summit2023.jp

詳細は広島サミット県民会議ホームページから



G7広島サミット開催に向けた御支援のお願い

2023年主要国首脳会議(G7サミット)は、「2023年G7サミット広島誘致推進協議会」を中心とする官民一体での誘致活動などが実を結び、令和5年5月19日～21日、広島で開催されることとなりました。

G7サミットの広島開催にあたっては、広島から力強い平和のメッセージを世界中に発信し、国内外で核兵器のない真に平和な世界の実現に向けた機運が高まるよう様々な取組を行う必要があります。

また、広島の魅力を世界に発信する絶好の機会を生かし、国内のみならず、世界各国からも注目を集め、「広島を訪れる」「広島を選んでもらえる」契機としていかなければなりません。

加えて、各国首脳や代表団などサミット関係者として来訪される人に、「広島に来て良かった」と思っていたかくとともに、それらをお迎えする人にとっても、「広島で開催されて良かった」と思っていたかくことが重要であると考えています。

そのために、広島サミット県民会議では、「開催支援」「おもてなし」「平和の発信」「広島の魅力の発信」「ポストサミットを見据えた若者の参画」の5つの柱に基づき、広島県・広島市のみならず、各市町や事業者・団体、そして県民・市民も含む広島県全体の総力を結集した「オール広島」でサミットを成功に導く取組を展開します。

こうした趣旨に御賛同いただき、応援する取組の実施、あるいは協賛、寄附による御支援・御協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

令和4年10月

広島サミット県民会議会長
広島県知事 湯崎 英彦

応援・協賛応募要領

1 募集内容

(1) G7広島サミットを応援する取組

企業や市民団体等が主体となって実施する、県民会議が基本方針として掲げる5つの柱に関連する取組

(2) 県民会議事業等への協賛

県民会議主催事業や広島県や市町等との連携事業において活用する物品や役務、技術等の提供を通して協力する取組

※5つの柱とは、「開催支援」、「おもてなし」、「平和の発信」、「広島の魅力の発信」、「ポストサミットを見据えた若者の参画」です。

※(1)(2)ともに県民会議の財政負担が伴わないことを前提とします。

2 応募方法等

(1) 応募方法

「広島サミット県民会議 応援・協賛応募シート」に必要事項をご記入のうえ、下記のあて先へE-mail、郵送、FAXのいずれかでお申込みください。

【あて先】

〒730-8510 広島県広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル9階

広島サミット県民会議事務局 事業推進課あて

TEL : 082-225-8189

FAX : 082-225-8394

E-mail : jigyo@hiroshima-summit2023.jp

(2) 応募期間

令和4年9月14日(水)から令和5年3月31日(金)まで

(3) 取組実施期間

令和4年9月14日(水)から令和5年5月21日(日)まで

(4) 留意事項

- ・応募シートの内容について、必要に応じヒアリング等を行ったうえで、結果をご連絡させていただきます。
- ・認定対象外に該当するもの以外は、それぞれ応援する取組、協賛として認定します。
- ・認定した応援する取組、協賛については、その企画名及び内容等を同意を得たうえで、県民会議ホームページへ速やかに掲載するとともに、記録誌にも掲載する予定です。
- ・協賛における物品等の提供方法については、別途協議させていただきます。

3 参考例

【応援する取組(例)】

- ・各団体等が主催するイベント等において、県民会議事務局が作成したチラシ・ノベルティの配布・PRポスターの掲示
- ・各団体等が作成するチラシ等にサミットのロゴを使用することやサミットをPRする文言を記載
- ・サミット応援フェア・セール等の開催
- ・サミット応援商品の開発、販売
(売上金の一部を県民会議へ寄附等)

【協賛(例)】

- ・サミットPRポスター、チラシなどの印刷
- ・各種ノベルティの製作
- ・サミット関連事業への役務・物品・技術等の提供又は貸与
- ・サミット関連事業参加者へのグッズ等の提供

広島サミット県民会議 応援・協賛応募シート

作成日 年 月 日

応募者名（企業・団体・個人名等）	
担当者名：	
応募者住所 〒 ー	
電 話：	FAX：
E-mail：	
応募の種類 ※どちらかを○で囲んでください <input type="checkbox"/> G7広島サミットを応援する取組 ・ <input type="checkbox"/> 県民会議事業等への協賛	
広島サミット県民会議ロゴの使用 ※どちらかを○で囲んでください <input type="checkbox"/> 使用する ・ <input type="checkbox"/> 使用しない	※広島サミット県民会議ロゴを使用する場合は 別途使用申請書を提出してください。
内容 【企画内容・方法・目的など】 【実施日（期間）】 【実施場所】 以上の内容は、下記に規定する認定対象外の企画ではないことを誓約します。	
県民会議ホームページ等への掲載 <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない	
県民会議ホームページへの掲載を希望し、かつリンク先の掲載を希望する場合は、以下に該当ページの URL を記載してください。	
認定対象外となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利のみを目的としたもの ・ G7広島サミットの開催および運営に支障を来す恐れのあるもの ・ 特定の政治、宗教、思想的な意図を持つもの ・ G7広島サミット、県民会議や関係者の品位を傷つけるもの ・ その他、公序良俗に反するなど一定の事由に基づき県民会議会長が不適當と認めるもの ・ 暴力団又はこれに類する団体であるもの 	事務局使用欄

※ いただいた個人情報については、適正な管理を行うとともに、当該事業以外での利用は行いません。

※ 添付資料がある場合は、A4版2枚程度にまとめてください。

寄附に関する手続き

寄附の使い道

いただいた寄附は、G7広島サミットの開催に向け、基本方針に掲げる5つの柱「開催支援」、「おもてなし」、「平和の発信」、「広島の魅力の発信」、「ポストサミットを見据えた若者の参画」に沿って、事務局が直接実施する事業の取組に活用する。

1 寄附の申込

インターネットの入力フォームよりお申込みいただくか、「寄附申込書」に所要事項をご記入のうえ、下記の宛先へ郵送、FAX、E-mail のいずれかでお申込みください(募集は令和5年5月31日まで)。

(1) インターネット入力フォームによりお申込みの場合

広島サミット県民会議 HP からお申込みください。

広島サミット県民会議 HP > 応援する取組・協賛・寄附 > 寄附の募集



(2) 郵送、FAX、E-mail によりお申込みの場合

〒730-8510 広島市中区基町 5 番 44 号 広島商工会議所ビル 9 階

広島サミット県民会議事務局(広島県庁 地域政策局 広島サミット推進チーム)あて

TEL:082-225-8168/FAX:082-225-8394

E-mail somu@hiroshima-summit2023.jp

(3) ふるさと納税ポータルサイトからお申込みの場合

個人の方で、クレジットカードや各種決済サービスの利用をご希望の場合、上記の方法によらず、ふるさと納税ポータルサイト“ふるさとチョイス”からお申込ください。詳しくは裏面をご覧ください。

2 納付書の送付・入金

インターネット入力フォーム、または郵送、FAX、E-mail によりお申込みいただいた方へ、概ね2週間以内をめどに納付書を郵送します。

裏面に記載の金融機関に、納付書をご持参いただき、お振り込みください。

3 寄附金受領証明書の送付

入金が確認できましたら、概ね2週間以内をめどに寄附金受領証明書を郵送します。

※入金確認までに一定の期間を要する場合があります。

4 税制上の優遇

(1) 法人・団体の場合

この寄附金は、法人税法第 37 条第3項第1号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、全額が損金算入されます。損金算入を行うにあたっては、寄附金受領証明書により税務申告を行っていただく必要があります。

(2) 個人の場合

この寄附金は、所得税法第78条第2項第1号及び地方税法第 37 条の2第1項に規定する「地方公共団体に対する寄附金(=ふるさと納税)」に該当し、寄附金控除の対象になります。寄附金控除を受けするには、寄附金受領証明書により確定申告を行っていただく必要があります。

※ 確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例」については、以下 HP 又は寄附申込書をご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-ouenn-kifukinn/zeiseijou-no-yuuguu-furusatonouzei.html>



※ 広島県は、総務大臣から、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定を受けています。

指定対象期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。

5 寄附の方法

寄附は、以下の方法で行うことができます。

- 金融機関用の納付書 ⇒ (1) 金融機関を利用する場合をご覧ください。
- ゆうちょ銀行の払込取扱票 ※個人の方 ⇒ (2) ゆうちょ銀行を利用する場合をご覧ください。
- クレジットカード等 ※個人の方 ⇒ (3) クレジットカード等を利用する場合をご覧ください。

(1) 金融機関を利用する場合

金融機関によりご利用可能な店舗が異なります。以下の2つの表をご確認ください。

区分	国内に所在するすべての店舗で利用できる金融機関
銀行等	みずほ銀行／三菱UFJ銀行／三井住友銀行／りそな銀行／三菱UFJ信託銀行／みずほ信託銀行／鳥取銀行／山陰合同銀行／中国銀行／広島銀行／山口銀行／百十四銀行／伊予銀行／四国銀行／福岡銀行／西日本シティ銀行／トマト銀行／もみじ銀行／西京銀行／香川銀行／愛媛銀行
信用組合	笠岡信用組合／信用組合広島商銀
労働金庫	中国労働金庫

区分	広島県内に所在する店舗で利用できる金融機関
銀行等	あおぞら銀行
信用金庫	広島信用金庫／呉信用金庫／しまなみ信用金庫／広島みどり信用金庫
信用組合	朝銀西信用組合／広島市信用組合／広島県信用組合／両備信用組合／備後信用組合
漁業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会
農業協同組合	広島県信用農業協同組合連合会／広島市農業協同組合／呉農業協同組合／安芸農業協同組合／佐伯中央農業協同組合／広島北部農業協同組合／広島中央農業協同組合／芸南農業協同組合／広島ゆたか農業協同組合／三原農業協同組合／尾道市農業協同組合／福山市農業協同組合／三次農業協同組合／庄原農業協同組合

(2) ゆうちょ銀行を利用する場合 ※個人の方

全国のゆうちょ銀行ATMまたは窓口をご利用可能です。

(3) クレジットカード等を利用する場合 ※個人の方

ふるさと納税ポータルサイト“ふるさとチョイス”からお申込みください。クレジットカードをはじめ、各種決済サービスをご利用可能です。

<https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/34000>

※この場合、活用を希望する取組として「広島サミット」を選択してください。



寄附申込書

法人・団体の方

令和 年 月 日

広島県知事 あて

G7広島サミット開催に向けた取組に賛同し、次の金額を広島県に寄附します。

法人名・団体名：

代表者職・氏名：

寄附金額：

※一口1,000円以上の申込とさせていただきます。

所在地：

【確認欄】

1. ご寄附いただいた法人名・団体名について、G7広島サミットの記録誌やホームページ等へ掲載する予定です。掲載の可否について、いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	<input type="checkbox"/> 法人名・団体名、寄附額 <input type="checkbox"/> 法人名・団体名 <input type="checkbox"/> 掲載に同意しない
2. 以下の事項をご確認の上、相違ない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 私どもは、暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員（以下、「暴力団等」という。）を利用し、暴力団の維持・運営に関与し、又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有するなど暴力団等との密接な関係を有していないことを表明するとともに、今後も暴力団等と密接な関係を持ちません。また、特定の宗教、政治色のない団体です。	<input type="checkbox"/> 確認し、相違ないことを誓約する

今後、連絡させていただく際のご担当者様について、ご記入ください。

法人名／団体名	
部署名	
ご担当者様の肩書・氏名	
ご連絡先	TEL： FAX： E-mail：

【個人情報の取扱いについて】

いただいた個人情報につきましては、寄附金の手続きや事業のお知らせ以外には使用いたしません。

寄附申込書

個人の方

令和 年 月 日

広島県知事 あて

G7広島サミット開催に向けた取組に賛同し、次の金額を広島県に寄附します。

氏名：

寄附金額：

※一口1,000円以上の申込とさせていただきます。

住所：

E-mail：

【確認欄】

1. 寄附の方法について、いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行を利用
2. ご寄附いただいた氏名について、G7広島サミットの記録誌やホームページ等へ掲載する予定です。掲載の可否について、いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	<input type="checkbox"/> 氏名、寄附額 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 掲載に同意しない
3. 以下の事項をご確認の上、相違ない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 私は、暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員(以下、「暴力団等」という。)を利用し、暴力団の維持・運営に関与し、又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有するなど暴力団等との密接な関係を有していないことを表明するとともに、今後も暴力団等と密接な関係を持ちません。	<input type="checkbox"/> 確認し、相違ないことを誓約する
4. ふるさと納税に係る「ワンストップ特例制度」の利用をご希望される場合、寄附確認後、寄附金受領証明書を送付する際に、申請用紙を合わせて送付します。利用の有無について、いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。	<input type="checkbox"/> ワンストップ特例制度を利用する <input type="checkbox"/> ワンストップ特例制度を利用しない

【個人情報の取扱いについて】

いただいた個人情報につきましては、寄附金の手続きや事業のお知らせ以外には使用いたしません。

令和 4 年 11 月 1 日
事業推進課

県民会議ロゴの制作について

1 目的

広島サミット県民会議の活動をPRし、行政のみならず企業・県民が一体となってサミット開催の機運を盛り上げるため、県民会議で独自のロゴを制作した。

2 事業の概要

(1) 県民会議公式ロゴと制作コンセプト

【公式ロゴ】



【キャッチフレーズ】

広島から世界へ向けた平和のメッセージ発信と、未来を担う若者がサミットの成果をつないでいくという意味を込めた。

【図案】

平和の象徴である「鳩」を配置し、平和への願いを込めた。明るい未来に向かって鳩が羽ばたいていく様子を鮮やかな配色の折り紙を使って表現した。広島から世界に向けて人々の願いが繋がっていくよう、想いを込めてデザインした。

【制作者】

広島市立基町高等学校 創造表現コース 2 年生の生徒 5 名
(経緯)

県民会議の事業実施方針の 5 つの柱のひとつである「ポストサミットを見据えた若者の参画」を推進する観点から、サミット開催地である広島市において、美術・デザイン専門のコースを有している唯一の公立高校である基町高校の生徒に県民会議の公式ロゴ制作を依頼した。

(2) 公式ロゴの活用方法

- ・ポスター、リーフレットなどの広報ツール、グッズへの掲載
- ・名刺、作成資料への掲載
- ・サミットを応援する取組（独自のフェア等）を実施する場での活用
- ・企業が独自に製造する商品への掲載 など

※ 県民会議構成団体及びその団体に所属している企業・団体は、ロゴ使用申請は不要とする。ただし、使用実績については、報告いただきたい。

(3) その他

- ・政府のロゴマークについては、12 月頃に決定される予定。政府のロゴマークが発表され、使用が開始されたのちは、政府のロゴマークと県民会議ロゴを併記して活用する予定。

SNSによる広島サミット開催までのカウントダウンの実施について

1 目的

G7広島サミット開催 200 日前から開催までの間、SNS上で広島サミット県民会議の構成員等によるカウントダウンを実施し、開催周知及びおもてなし機運醸成を図る。

2 事業の概要

(1) SNSでのカウントダウン

広島サミット開催 200 日前から開催前日まで、SNS（ツイッター・フェイスブック）でカウントダウン投稿を実施する。(投稿イメージは下記参照)

(2) 掲載予定者

サミット関係者（県民会議構成団体、カウントダウンボード製作校、ボランティア等）

※ 行政や企業について、写真に写る人物は、市町長、代表取締役、職員、マスコットキャラクター等、各関係者の判断に委ねる。

3 今後のスケジュール

10 月 掲載準備（県民会議構成団体等へ依頼）

11 月～5 月 順次掲載

(投稿イメージ)

G7 広島サミット開催まであと〇〇日です！

今日の写真は〇〇の職員の方です。



※情報を拡散するため、リツイートやシェアをお願いします。

広島サミット県民会議



ホームページ



@h_kenminkaigi



@h.summit.kenminkaigi

広島サミット県民会議への寄附受付について

1 目的

広島サミット県民会議（以下「県民会議」という。）において、サミット応援のための寄附の受付を開始する。

2 概要

(1) 寄附受付窓口

広島県

(2) 寄附申込受付期間

令和 4 年 10 月 19 日（水）から令和 5 年 5 月 31 日（水）まで

(3) 寄附金額

一口 1、000 円以上とする。（ふるさと納税ポータルサイト利用の場合、一口 2、000 円以上）

(4) 税制優遇

- ・ 個人からの寄附については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号等に規定する「地方公共団体に対する寄附金」（＝ふるさと納税）として取り扱う。
- ・ 企業からの寄附については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」（＝特定寄附金）として取り扱う。

3 寄附の使い道

広島サミットの開催に向けて、県民会議の基本方針に掲げる 5 つの柱「開催支援」、「おもてなし」、「平和の発信」、「広島の魅力の発信」、「ポストサミットを見据えた若者の参画」に沿って、県民会議事務局が直接実施する事業の取組に活用する。

4 その他

企業や団体等が関係する事業として、9 月 14 日から、「広島サミットを応援する取組」及び「協賛」の募集を実施・展開している。